

# 公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程

昭和52年3月31日  
財世保規程第4号

## 目 次

第1章	総 則	(第1条～第5条)
第2章	給 料	(第6条～第11条)
第3章	諸 手 当	(第12条～第22条)
第4章	補 則	(第23条～第26条)

## 第1章 総 則

(通 則)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター（以下、「財団」という。）の職員の給与に関しては、この規程の定めるところによる。ただし、財団の要請に応じ、財団の業務に従事する世田谷区職員（以下、「派遣職員」という。）の給与に関し世田谷区と財団との間において締結した協定に基づく事項については、この限りでない。

2 財団が臨時に雇用する者の給与は、理事長が職員の給与との均衡を考慮して別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当等とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 地域手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 特殊勤務手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 休日給
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 期末手当
- (12) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まない。

一部改正 [平成4年規程第4号・14年4号・25年度1号]

(給与の支払方法)

第3条 給与は通貨で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合は、口座振替により支払うことができる。

2 前項の給与の支払いの際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により、給与から控除

する金員があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

(給与の支払日)

第4条 給与(期末手当及び勤勉手当を除く。以下本条において同じ。)の支払日は毎月15日とする。ただし、月の初日以外の日に職員となった者の当該職員となった月の支払日はその月の末日までとする。

2 前項に規定する支払日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日前にその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支払日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長は災害その他の事由により給与の支払いが著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

一部改正 [平成10年規程2号]

(期末手当及び勤勉手当の支払日)

第5条 期末手当及び勤勉手当の支払日は、当該手当の支払いのつど、理事長が定める日とする。

## 第2章 給 料

(給料の意義及び給料表)

第6条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は、月額とし、別表第1から第5までに定める給料表による。

3 前項の給料表の適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。

4 公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程(昭和52年7月19日財世保規程第6号。以下、「就業規程」という。)第22条の3第1項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、当該職員の育児短時間勤務承認後の週の勤務時間を職員の正規の週の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

一部改正 [平成21年規程5号]

(給料の決定)

第7条 職員に適用される給料表の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第6に定める基準により決定する。

2 新たに職員となった者の給料の月額は、別表第7から第8に定める基準による。

3 職員が一つの職務の級から上位の級に昇格した場合、下位の級に降格した場合及び給料表を異にする異動をした場合における給料の月額は別表第10に定める基準による。

4 初任給決定の際又は昇格の際、12月に満たない調整月数がある場合において、9月以上のときは9月、6月から9月未満のときは6月、3月から6月未満のときは3月をそれぞれ次期昇給期間で調整する。

(昇給の基準)

第8条 職員の昇給は、昇給させようとする職員の勤務成績判定期間における勤務成績に応じて行わなければならない。

2 前項の勤務成績判定期間とは、その前年の1月1日から12月31日までとする。

3 第1項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、次の区分（以下「昇給区分」という。）とする。

- (1) 「極めて良好」 A
- (2) 「特に良好」 B
- (3) 「良好」 C
- (4) 「やや良好でない」 D
- (5) 「良好でない」 E

4 勤務成績判定期間における勤務成績の判定ができない者の昇給区分は、前項第3号の区分を適用するものとする。

5 昇給区分ごとの昇給の号給数は、当該各号に定める号給とする。

- (1) 昇給区分 A 6号昇給
- (2) 昇給区分 B 5号昇給
- (3) 昇給区分 C 4号昇給
- (4) 昇給区分 D 3号昇給
- (5) 昇給区分 E 昇給なし

6 前各項の規定にかかわらず、職員が55歳（医師にあつては57歳）に達した場合は、達した日の属する年度の翌年度以降の昇給において、4号抑制する。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

一部改正 [昭和61年規程1号・平成14年4号・18年2号・30年度5号]

(昇給の時期)

第9条 前条に規定する昇給の時期は、毎年4月1日とする。

一部改正 [平成18年規程2号]

(再任用職員の給料月額)

第9条の2 職員就業規程第23条の2に規定する職員（以下、「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

追加 [平成24年度規程3号]

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第9条の3 職員就業規程第23条の2に規定する短時間勤務の職員（以下、「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、再任用短時間勤務職員の勤務時間を同行本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

追加 [平成24年度規程3号]

(給料の支給方法)

第10条 給料は月の1日から末日までの期間（以下、「給与期間」という。）につき、給料月額の

全額を月1回に支給する。

- 2 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降級等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 前2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（就業規程第32条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

一部改正〔平成5年規程第3号〕

（退職又は解雇時の給料支給の特例）

第11条 職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

### 第3章 諸手当

（扶養手当）

第12条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
  - （1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - （2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - （3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - （4）満60歳以上の父母及び祖父母
  - （5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - （6）心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。
  - （1）前項第1号及び第3号から第6号に該当する扶養親族 6,000円
  - （2）前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第2号に該当する子がある場合にあつては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

一部改正〔昭和52年規程第4号2・53年2号・54年1号・55年2号・56年2号・57年1号・59年1号・60年1号・61年1号・63年2号・平成3年2号・4年6号・5年3号・6年3号・7年1号・8年2号・9年2号・11年1号・

12年5号・15年2号・18年1号・18年5号・27年度4号・29年度5号]

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、ただちにそのことを証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一部改正 [平成5年規程3号・29年度5号]

(管理職手当)

第14条 次の各号に該当する職員に対しては、給料月額にそれぞれ当該各号に定める額を管理職手当として支給する。

(1) 所長、局長及びこれに準ずる職員 127,600円（再任用101,000円）

(2) 重要困難な事務を処理する課長（統括課長） 101,500円（再任用73,200円）

(3) 課長及びこれに準ずる職員 92,300円（再任用66,500円）

2 前項各号に掲げる者に対しては、超過勤務手当及び休日給は支給しない。

3 管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合

は、当月分の管理職手当を支給しない。

- 4 月の初日以外の日において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき又はその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第10条第4項の規定を準用する。この場合において、同条中「給料」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。

一部改正 [平成5年規程4号・29年度5号・令和3年度規程3号]

(初任給調整手当)

- 第15条 新たに採用された職員で別表第11に定める支給対象に該当する職員については、同表に定める初任給調整手当を支給する。

一部改正 [平成25年度規程1号]

(地域手当)

- 第16条 すべての職員に対して、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の範囲内とする。
- 3 地域手当の支給については、給料支給の例による。

一部改正 [昭和57年規程1号・61年1号・平成4年8号・26年度1号]

(住居手当)

- 第17条 世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（理事長が別に定める住宅に居住する職員を除く。）のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払う者に対して住居手当を支給する。

- 2 住居手当の月額は、8,300円とし、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には18,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には9,300円を、それぞれ月額に加算する。
- 3 住居手当の支給に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [昭和52年規定4号2・53年2号・60年1号・61年1号・62年3号  
・63年2号・平成元年6号・3年2号・12年5号・25年度1号]

(通勤手当)

- 第18条 次の各号に掲げる職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等（以下、「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げ

る職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

その者の支給対象期間(6箇月を超えない範囲内で世田谷区の例により理事長が定める期間。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下、「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数(以下、「支給月数」という。)で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員

別表第13に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる職員

通勤距離等の事情を考慮して運賃等相当額及び前項に掲げる額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に支給月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して世田谷区の例により理事長が定める額を返納させるものとする。

4 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。

一部改正 [昭和52年規程第4号2・53年2号・54年1号・55年2号・56年2号・57年1号・61年1号・62年3号・平成元年6号・3年2号・15年2号]

(特殊勤務手当)

第19条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別に定めるところによる。

(超過勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 週休日及び休日(就業規程第33条第1項に規定する日をいう。以下同じ。)(第20条の2ただし書きの規定により休日給を支給しないとされる日を除く。)における勤務

100分の135

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の125

2 第1項の規定に定めるもののほか、就業規程第30条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて就業規程第32条第1項の規定により週休日とされた日に就業規程第32条第2項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。）について、1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次の各号に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に就業規程第33条第1項第1号に規定する日（土曜日に当たる日を除く。）及び第2号に規定する日（日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。）の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(1) 給料の月額に対する地域手当の月額

(2) 初任給調整手当の月額

(3) 特殊勤務手当のうち放射線業務手当（診療放射線技師に支給するものに限る。）の月額（当該手当が日額の場合、月額の算出方法は世田谷区の例による。）

4 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50

一部改正 [平成6年規程3号・10年2号・13年1号・22年1号・26年度1号]

追加 [平成10年規程2号・22年1号]

削除 [平成23年規程2号]

(休日給)

第20条の2 休日の勤務として、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第20条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、就業規程第33条第2項の規定により、理事長が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

追加 [平成4年規程4号] 一部改正 [平成6年規程3号・10年2号]

(管理職員特別勤務手当)

第20条の3 第14条第1項に掲げる職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要によ

り週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、就業規程第33条第2項の規定により、理事長が休日の勤務に替えて職員に他の勤務日の勤務を免除した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、第14条第1項に規定する管理職手当の支給割合が100分の25の職員にあつては12,000円、100分の20の職員にあつては10,000円とする。ただし勤務に従事する時間が6時間を超える場合は、これらの額にそれぞれ100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

追加 [平成4年規程4号]

(期末手当)

第21条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい理事長が別に定める基準により期末手当を支給するものとする。

一部改正 [令和3年規程3号]

(勤勉手当)

第22条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい理事長が別に定める基準により勤勉手当を支給することができる。

一部改正 [令和3年規程3号]

## 第4章 補 則

(給与の減額)

第23条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、就業規程第39条に定める特別休暇を受ける場合及び理事長が別に定める場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第20条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間（月の1日から末日までの期間をいう。以下同じ。）のものを直近の給与支給の際行うものとする。ただし、当該給与支給の際に減額できないときは、その後の給与支給の際行うことができる。

一部改正 [平成12年規程5号]

(時間の計算)

第24条 第20条及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切捨てる。

(欠勤者等の給与)

第25条 欠勤者又は退職者等の給与については、第23条に定める場合を除くほか別表第12に定めるところによる。

2 就業規程第22条の2第1項の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。

- 3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

一部改正 [平成4年規程4号・12年5号]

(端数計算)

第26条 この規程による給与の計算において円位未満の端数を生ずるときは、その端数が50銭未満のときは切捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げる。

附 則 (平成11年12月14日規程第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成11年12月14日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成11年4月1日から施行する。  
(最高号給を超える給料月額の切替等)
- 3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。  
(切替期間等における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、世田谷区の例に準拠して理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。  
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠して理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)
- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長の定めるところにより、

必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成12年12月13日規程第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成12年12月13日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成13年2月13日規程第1号)

- 1 この規程は平成13年2月13日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月14日規程第4号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成14年3月14日から施行する。ただし、第8条第4項及び第22条の2並びに保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う保健婦、看護婦、準看護婦の職務名に係る改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は平成13年4月1日から適用する。

(昇給停止の経過措置)

- 3 平成14年3月31日(以下この項において「基準日」という。)において47歳以上の職員で同年4月1日以降在職するものについてのこの規程による改正後の財団法人世田谷区保健セン

ター職員給与規程（以下「新規程」という。）第8条第4項の規定の適用については、同項中「55歳」とあるのは、基準日において、55歳以上の職員にあっては「58歳」と、51歳以上55歳未満の職員にあっては「57歳」と、47歳以上51歳未満の職員にあっては「56歳」とする。

- 4 新規程第8条第4項の規定は、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間、57歳（平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間にあっては、56歳）に達した日以降直近の3月31日において受ける号給の額又は給料月額が給料表（1）3級の最高の号給の額（以下「最高号給の額」という。）に達しないものについては、その者の受ける号給の額又は給料月額が最高号給の額と同じ額（同じ額がない場合は、その額を超える額のうちその額に最も近い額）の号給又は給料月額に達するまで適用しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、職員がこの規程による改正前の第8条第4項本文の規定に該当することとなった場合には、昇給させることができない。

#### 附 則（平成14年12月2日規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。  
（最高号給を超える給料月額の切換え等）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。  
（施行日前の異動者の号給等の調整）
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠し理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠し理事長が定める。

#### 附 則（平成15年12月11日規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第18条第2項から第4項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。  
  
（最高号給を超える給料月額の切り替え等）
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における

給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例により必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 18 年 2 月 16 日規程第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。ただし別表第 2 については、別表第 2 欄外に記載のとおり平成 17 年 4 月 1 日及び平成 18 年 1 月 1 日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 この規程の施行の日 (以下「施行日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠し理事長が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠して理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長が定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 5 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成 18 年 3 月 30 日規程第 2 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 12 月 1 日規程第 5 号)

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 20 日規程第 5 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 17 日規程第 9 号）  
この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 1 号）  
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 9 号）  
この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 8 号）  
この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 11 日規程第 2 号）  
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 5 日規程第 13 号）  
この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 4 日規程第 3 号）  
この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 12 日規程第 1 号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項から第 2 項までの改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当の経過措置）

- 2 施行日の前日において住居手当の支給を受けていた者で、改正後の第 17 条第 1 項の対象に該当しない者については、次の各号に掲げる日が属する期間に応じて当該各号に定める金額を支給する。

- |  |            |
|--|------------|
| （1）平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間 | 月額 6,000 円 |
| （2）平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間 | 月額 4,000 円 |
| （3）平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間 | 月額 2,000 円 |

附 則（平成 26 年 12 月 9 日規程第 2 号）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成26年12月9日

(2) 第2条の規定 平成27年4月1日

2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 新規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年12月4日規程第4号）

この規程は平成27年12月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月6日規程第2号）

この規程は平成28年12月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月5日規程第1号）

この規程は平成29年12月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月28日規程第5号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する特例措置）

2 第12条第3項の扶養手当については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は次の各号に定める金額を支給する。

(1) 第12条第2項第1号に該当する扶養親族 10,000円

(2) 第12条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

(4) 第12条第2項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

3 前項の特例措置の期間においては、規程第13条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

く。)

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日」とあるのは「これらの日」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

4 平成30年3月31日において、改正前の職員給与規程第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。)を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が施行日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員が改正後の規程第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の規程第12条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成30年度 11,500円

(2) 平成31年度から平成35年度まで 13,000円

5 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出は、改正後の規程第13条第1項の規定による届出とみなす。

7 附則第4項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

(管理職手当に関する特例措置)

8 規程第14条第1項第3号に該当する者については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は月額91,700円を支給する。

(級・号給の切替え等)

9 平成30年3月31日に在職する職員の同年4月1日以後の給料表の適用については、規程改

正に伴う事務取扱いを世田谷区職員の給与取扱い（職員の給与に関する条例等）に準じる。ただし行政職給料表（一）を給料表（1）、行政職給料表（二）を給料表（2）、医療職給料表（二）を給料表（4）、医療職給料表（三）を給料表（5）に読み替えるものとする。

（委任）

10 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、財団の人事調整会議が定める。

附 則（平成31年2月27日規程第5号）

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月3日規程第3号）

この規程は令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規程第3号）

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月6日規程第2号）

この規程は令和4年12月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 別表第1 (第6条)

## 給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
員 以		円	円	円	円	円	円
	1	147,500	200,500	228,500	254,300	283,900	368,900
	2	148,600	202,000	230,500	256,400	286,400	371,700
	3	149,700	203,400	232,500	258,500	288,900	374,500
	4	150,900	204,700	234,500	260,600	291,400	377,300
	5	152,100	206,100	236,400	262,900	293,900	380,100
	6	153,300	207,500	238,400	265,100	296,400	382,800
	7	154,500	208,900	240,400	267,300	298,900	385,600
	8	155,700	210,500	242,400	269,500	301,500	388,400
	9	156,800	212,300	244,300	271,700	304,100	391,200
	10	158,000	213,900	246,400	274,000	306,700	394,000
	11	159,300	215,600	248,400	276,200	309,200	396,900
	12	160,600	217,300	250,500	278,500	311,800	399,800
	13	161,800	218,900	252,500	280,700	314,400	402,600
	14	163,200	220,700	254,700	283,000	317,000	405,500
	15	164,600	222,500	256,800	285,200	319,600	408,400
	16	166,000	224,200	259,000	287,600	322,200	411,300
	17	167,400	226,000	261,100	290,000	324,800	414,200
	18	169,000	227,800	263,300	292,400	327,400	417,100
	19	170,700	229,600	265,500	294,800	330,000	420,100
	20	172,500	231,500	267,700	297,200	332,700	423,100
	21	174,200	233,500	269,900	299,600	335,300	426,000
	22	176,000	235,300	272,200	302,000	338,000	429,000
	23	177,800	237,300	274,500	304,400	340,700	432,100
	24	179,600	239,200	276,800	306,800	343,400	435,100
	25	181,300	241,200	279,000	309,100	346,100	438,100
	26	183,100	243,100	281,300	311,500	348,800	441,000
	27	184,900	245,100	283,700	314,000	351,500	444,000
	28	186,600	247,200	286,100	316,500	354,200	446,900
	29	188,200	249,100	288,500	319,000	356,900	449,700
	30	189,200	251,200	290,700	321,500	359,700	452,500
	31	190,200	253,300	293,100	324,000	362,500	455,200
	32	191,100	255,400	295,400	326,400	365,300	457,700
	33	191,900	257,600	297,600	328,700	368,100	460,200
	34	193,000	259,600	299,800	331,100	370,800	462,600
	35	194,000	261,700	302,100	333,500	373,500	464,800
	36	195,300	263,700	304,400	335,900	376,200	467,000
	37	196,500	265,800	306,600	338,200	378,900	469,000
	38	198,000	267,700	308,800	340,600	381,600	471,000
39	199,500	269,800	310,900	343,000	384,100	472,800	

	40	201,000	271,800	313,100	345,300	386,700	474,600
--	----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	41	202,600	273,800	315,200	347,500	389,300	476,200
	42	204,300	275,600	317,400	349,800	391,900	477,800
	43	206,100	277,600	319,400	352,100	394,300	479,200
	44	207,900	279,600	321,500	354,300	396,800	480,700
	45	209,800	281,500	323,500	356,500	399,200	482,000
	46	211,500	283,300	325,600	358,700	401,600	483,400
	47	213,300	285,200	327,600	360,900	403,800	484,600
	48	215,100	287,100	329,700	363,000	406,000	485,900
	49	216,900	288,900	331,700	365,000	408,100	487,000
	50	218,600	290,700	333,700	367,100	410,100	488,200
	51	220,400	292,500	335,600	369,100	411,900	489,200
	52	222,100	294,300	337,600	371,100	413,700	490,300
	53	223,900	295,900	339,600	373,100	415,400	491,300
	54	225,600	297,700	341,600	375,000	416,900	492,300
	55	227,400	299,500	343,500	376,900	418,400	493,200
	56	229,200	301,100	345,300	378,700	419,800	494,100
	57	230,900	302,800	347,200	380,500	421,000	494,900
	58	232,600	304,500	349,100	382,300	422,200	495,700
	59	234,300	306,100	350,800	384,000	423,300	496,500
	60	236,000	307,800	352,600	385,700	424,200	497,200
	61	237,800	309,400	354,400	387,200	425,200	497,900
	62	239,400	310,900	356,100	388,800	426,100	498,600
	63	241,100	312,500	357,800	390,300	426,900	499,300
	64	242,900	314,100	359,500	391,700	427,700	499,900
	65	244,600	315,600	361,100	393,000	428,500	500,500
	66	246,400	317,100	362,800	394,100	429,200	501,100
	67	248,100	318,600	364,400	395,200	430,000	501,600
	68	249,800	320,000	365,900	396,200	430,700	502,100
	69	251,400	321,500	367,400	397,200	431,300	502,600
	70	253,000	322,900	368,900	398,000	432,000	503,100
	71	254,700	324,300	370,300	398,900	432,600	503,600
	72	256,400	325,600	371,600	399,700	433,200	504,100
	73	258,000	326,900	372,900	400,500	433,700	504,600
	74	259,700	328,100	374,100	401,200	434,300	505,100
	75	261,400	329,300	375,200	402,000	434,800	505,600
	76	263,000	330,400	376,100	402,700	435,400	506,100
	77	264,600	331,500	377,100	403,400	436,000	506,600
	78	266,100	332,600	378,000	404,000	436,600	507,100
	79	267,700	333,600	378,900	404,700	437,200	507,600
	80	269,300	334,600	379,600	405,300	437,700	508,100

	81	270,900	335,400	380,400	405,900	438,200	508,600
--	----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	82	272,500	336,300	381,200	406,400	438,700	509,100
	83	274,100	337,100	381,900	407,000	439,200	509,600
	84	275,600	337,900	382,500	407,500	439,700	510,100
	85	277,100	338,500	383,200	408,000	440,200	510,600
	86	278,500	339,200	383,800	408,400	440,700	511,100
	87	280,000	339,800	384,400	408,900	441,200	511,600
	88	281,400	340,400	384,900	409,400	441,700	512,100
	89	282,800	341,000	385,400	409,800	442,200	512,600
	90	284,200	341,600	385,900	410,300	442,700	
	91	285,600	342,200	386,400	410,800	443,200	
	92	286,800	342,700	386,900	411,200	443,700	
	93	288,100	343,200	387,400	411,700	444,100	
	94	289,400	343,700	387,900	412,200	444,600	
	95	290,700	344,200	388,400	412,700	445,100	
	96	291,800	344,700	388,900	413,100	445,600	
	97	293,000	345,200	389,400	413,500	446,100	
	98	294,200	345,700	389,900	413,900	446,600	
	99	295,400	346,200	390,400	414,300	447,100	
	100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600	
	101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100	
	102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600	
	103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100	
	104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600	
	105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100	
	106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600	
	107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100	
	108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600	
	109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
	110	306,200	351,100	395,200	418,700		
	111	307,000	351,500	395,600	419,100		
	112	307,800	351,900	396,000	419,500		
	113	308,400	352,300	396,400	419,900		
	114	309,100	352,700	396,800	420,300		
	115	309,700	353,100	397,200	420,700		
	116	310,300	353,500	397,600	421,100		
	117	310,800	353,900	398,000	421,500		
	118	311,300	354,300	398,400	421,900		
	119	311,700	354,700	398,800	422,300		
	120	312,100	355,100	399,200	422,700		
	121	312,400	355,500	399,600	423,100		

	122	312,800		400,000	423,500		
--	-----	---------	--	---------	---------	--	--

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	123	313,200		400,400	423,900		
	124	313,600		400,800	424,300		
	125	314,000		401,200	424,700		
	126	314,300		401,600	425,100		
	127	314,700		402,000	425,500		
	128	315,100		402,400	425,900		
	129	315,500		402,800	426,300		
	130	315,900		403,200			
	131	316,300		403,600			
	132	316,700		404,000			
	133	317,000		404,400			
	134	317,400					
	135	317,700					
	136	318,000					
	137	318,300					
	138	318,600					
	139	318,900					
	140	319,200					
		141	319,500				
142		319,800					
143		320,100					
144		320,400					
145		320,700					
146		321,000					
147		321,300					
148		321,600					
149		321,900					
再任用 職員		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

## 別表第2（第6条）

## 給料表（2）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	132,900	205,000	225,100	229,800
	2	133,600	206,600	227,000	231,700
	3	134,300	208,300	228,900	233,600
	4	135,000	210,000	230,800	235,500
	5	135,700	211,800	232,900	237,500
	6	136,400	213,400	234,600	239,500
	7	137,100	215,200	236,600	241,400
	8	137,800	217,000	238,600	243,400
	9	138,500	218,800	240,700	245,300
	10	139,200	220,600	242,500	247,300
	11	139,900	222,400	244,500	249,300
	12	140,600	224,200	246,600	251,400
	13	141,300	226,200	248,600	253,500
	14	142,300	227,900	250,600	255,600
	15	143,300	229,800	252,700	257,700
	16	144,300	231,500	254,600	259,800
	17	145,300	233,400	256,300	261,900
	18	146,400	235,000	258,400	263,900
	19	147,500	236,900	260,400	266,000
	20	148,600	238,600	262,400	268,100
	21	149,800	240,400	264,200	270,200
	22	151,000	242,000	266,200	272,300
	23	152,200	243,700	268,000	274,400
	24	153,400	245,500	269,900	276,600
	25	154,400	247,200	271,700	278,800
	26	155,600	248,700	273,600	281,000
	27	156,900	250,400	275,300	283,200
	28	158,200	252,100	277,100	285,300
	29	159,400	253,500	278,900	287,300
	30	160,800	255,200	280,700	289,400
	31	162,100	256,800	282,400	291,500
	32	163,500	258,400	284,200	293,600
	33	164,600	259,800	285,900	295,600
	34	166,300	261,500	287,600	297,700
	35	167,900	263,000	289,300	299,800
	36	169,400	264,400	291,000	301,800
	37	170,900	265,900	292,700	303,700
	38	171,800	267,400	294,500	305,700
	39	172,700	268,800	296,100	307,700
40	173,500	270,200	297,600	309,700	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	41	174,200	271,700	299,300	311,600
	42	175,200	273,000	300,900	313,500
	43	176,200	274,500	302,400	315,400
	44	177,300	275,700	303,900	317,300
	45	178,400	277,100	305,500	319,000
	46	179,800	278,400	307,000	320,800
	47	181,100	279,700	308,400	322,600
	48	182,500	281,000	309,900	324,300
	49	184,000	282,300	311,300	326,100
	50	185,500	283,500	312,700	327,800
	51	187,100	284,700	314,100	329,400
	52	188,800	285,900	315,400	331,000
	53	190,500	287,000	316,700	332,600
	54	192,000	288,100	318,000	334,100
	55	193,700	289,100	319,200	335,600
	56	195,300	290,100	320,300	337,100
	57	196,900	291,100	321,400	338,400
	58	198,500	292,000	322,500	339,800
	59	200,100	292,900	323,400	341,100
	60	201,700	293,800	324,200	342,300
	61	203,300	294,500	325,100	343,500
	62	204,800	295,300	325,800	344,400
	63	206,500	296,000	326,600	345,400
	64	208,100	296,700	327,200	346,300
	65	209,700	297,200	327,900	347,200
	66	211,200	297,800	328,600	347,900
	67	212,700	298,300	329,200	348,600
	68	214,300	298,900	329,700	349,300
	69	215,900	299,400	330,300	350,000
	70	217,400	299,900	330,800	350,600
	71	218,900	300,500	331,400	351,300
	72	220,600	300,900	331,800	352,000
	73	222,100	301,300	332,200	352,600
	74	223,700	301,800	332,600	353,100
	75	225,300	302,200	333,100	353,700
	76	226,800	302,600	333,500	354,200
	77	228,300	303,100	333,900	354,800
	78	229,700	303,500	334,400	355,200
	79	231,300	304,000	334,800	355,700
	80	232,800	304,400	335,200	356,200
	81	234,300	304,800	335,700	356,600
	82	235,800	305,200	336,100	356,900
	83	237,400	305,600	336,500	357,400
	84	238,800	306,100	337,000	357,800

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	85	240,300	306,500	337,400	358,200
	86	241,600	306,900	337,800	358,600
	87	243,100	307,200	338,200	359,000
	88	244,700	307,600	338,600	359,400
	89	246,200	307,900	338,900	359,800
	90	247,400	308,300	339,300	360,300
	91	248,900	308,600	339,600	360,700
	92	250,200	309,000	340,000	361,000
	93	251,600	309,300	340,300	361,400
	94	252,900	309,700	340,700	361,700
	95	254,200	310,000	341,000	362,100
	96	255,500	310,400	341,400	362,400
	97	256,800	310,700	341,700	362,800
	98	257,900	311,100	342,000	363,100
	99	259,100	311,400	342,400	363,500
	100	260,400	311,800	342,700	363,800
	101	261,600	312,100	343,100	364,200
	102	262,800	312,500	343,400	364,500
	103	264,000	312,900	343,800	364,900
	104	265,000	313,300	344,100	365,200
	105	266,000	313,700	344,500	365,600
	106	267,100	314,100	344,800	365,900
	107	268,200	314,500	345,100	366,300
	108	269,300	314,900	345,500	366,600
	109	270,200	315,300	345,800	367,000
	110	271,200	315,600	346,200	367,300
	111	272,200	315,900	346,500	367,700
	112	273,100	316,200	346,900	368,000
113	273,900	316,500	347,200	368,400	
114	274,900	316,800	347,600	368,700	
115	275,700	317,100	347,900	369,100	
116	276,500	317,400	348,200	369,400	
117	277,300	317,700	348,600	369,800	
118	278,000	318,000	349,000	370,100	
119	278,800	318,300	349,400	370,500	
120	279,500	318,600	349,800	370,800	
121	280,000	318,900	350,200	371,200	
122	280,700	319,100	350,600		
123	281,200	319,300	351,000		
124	281,800	319,500	351,400		
125	282,200	319,700	351,800		
126	282,700	319,900	352,200		
127	283,000	320,100	352,600		
128	283,400	320,300	353,000		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員	129	283,700	320,500	353,400	
	130	284,000	320,700	353,800	
	131	284,400	320,900	354,200	
	132	284,700	321,100	354,600	
	133	285,100	321,300	355,000	
	134	285,400	321,400	355,400	
	135	285,700	321,500	355,800	
	136	286,100	321,600	356,200	
	137	286,500	321,700	356,600	
	138	286,800	321,800	357,000	
	139	287,200	321,900	357,400	
	140	287,600	322,000	357,800	
	141	287,800	322,100	358,200	
	142	288,200	322,200	358,600	
	143	288,500	322,300	359,000	
	144	288,700	322,400	359,400	
	145	289,000	322,500	359,800	
	146	289,300	322,600	360,200	
	147	289,600	322,700	360,600	
	148	289,800	322,800	361,000	
	149	290,100	322,900	361,400	
	150	290,400		361,800	
	151	290,700		362,200	
	152	290,900		362,600	
	153	291,200		363,000	
	154	291,500		363,300	
	155	291,700		363,600	
	156	292,000		363,900	
	157	292,300		364,200	
	158	292,600			
	159	292,900			
160	293,200				
161	293,500				
162	293,800				
163	294,100				
164	294,400				
165	294,700				
再任用 職員		212,000	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

## 別表第3 (第6条)

## 給料表 (3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	208,700	321,000	413,100
	2	211,100	324,900	415,900
	3	213,700	329,000	418,700
	4	216,000	332,800	421,500
	5	218,300	337,000	424,500
	6	220,800	340,800	427,400
	7	223,100	344,800	430,300
	8	225,600	348,700	433,100
	9	228,300	353,000	435,900
	10	231,000	357,100	438,800
	11	234,000	361,200	441,600
	12	236,800	365,200	444,400
	13	239,600	369,100	447,300
	14	243,500	373,400	450,300
	15	247,300	377,300	453,200
	16	251,100	381,200	455,900
	17	254,900	385,100	458,600
	18	258,900	388,100	461,300
	19	262,700	390,900	464,200
	20	266,600	393,900	466,900
	21	270,700	396,900	469,600
	22	274,400	399,700	472,300
	23	278,300	402,700	475,100
	24	281,900	405,500	477,700
	25	285,700	408,300	480,500
	26	289,500	411,000	483,100
	27	293,200	413,700	485,500
	28	296,900	416,300	487,900
	29	300,600	418,900	490,500
	30	304,200	421,500	493,100
	31	308,000	424,100	495,400
	32	311,700	426,500	497,900
	33	315,400	429,000	500,300
	34	319,100	431,500	502,800
	35	322,700	434,000	505,200
	36	326,300	436,500	507,700
	37	329,900	438,900	510,000
	38	333,400	441,300	512,100
	39	337,000	443,800	514,300
	40	340,200	446,200	516,300
41	343,500	448,800	518,600	

	42	346,600	451,000	520,300
--	----	---------	---------	---------

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	43	349,800	453,300	522,100
	44	353,000	455,400	524,000
	45	356,000	457,400	525,800
	46	359,100	459,600	527,000
	47	362,400	461,600	528,300
	48	365,600	463,500	529,600
	49	368,400	465,400	530,900
	50	370,300	467,200	532,100
	51	372,300	468,900	533,300
	52	374,300	470,600	534,500
	53	376,000	472,200	535,600
	54	377,900	473,400	536,600
	55	379,800	474,500	537,600
	56	381,500	475,500	538,600
	57	383,300	476,500	539,600
	58	384,900	477,500	540,500
	59	386,300	478,600	541,400
	60	388,000	479,700	542,400
	61	389,500	480,700	543,400
	62	390,800	481,400	544,300
	63	392,000	482,200	545,400
	64	393,200	483,000	546,400
	65	394,400	483,600	547,400
	66	395,500	484,400	548,400
	67	396,500	485,000	549,400
	68	397,700	485,700	550,400
	69	398,500	486,300	551,400
	70	399,300	486,800	552,400
	71	400,100	487,100	553,400
	72	400,800	487,600	554,300
	73	401,500	488,100	555,300
	74	402,200	488,700	556,300
	75	402,900	489,100	557,200
	76	403,700	489,500	558,100
	77	404,500	489,900	559,100
	78	405,200	490,300	560,000
	79	405,900	490,700	560,900
	80	406,600	491,200	561,700
	81	407,300	491,700	562,600
	82	407,900	492,200	563,400

	83	408,500	492,600	564,300
--	----	---------	---------	---------

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員	84	409,200	493,100	565,100
	85	410,100	493,700	565,900
	86	410,700	494,300	566,700
	87	411,300	494,900	567,500
	88	412,000	495,300	568,200
	89	412,600	495,800	568,900
	90	413,100	496,400	569,600
	91	413,600	496,900	570,400
	92	414,100	497,400	571,200
	93	414,500	497,900	571,900
	94	414,900	498,500	572,700
	95	415,300	499,000	573,400
	96	415,800	499,500	574,100
	97	416,300	500,000	574,800
	98	416,700	500,500	575,400
	99	417,200	501,000	576,100
	100	417,600	501,600	576,800
	101	418,000	502,100	577,500
	102	418,400	502,600	578,200
103	418,800	503,100	578,800	
104	419,300	503,700	579,400	
105	419,800	504,200	580,200	
106	420,300		580,900	
107	420,800		581,600	
108	421,300		582,300	
109	421,700		582,900	
再任用 職員		294,500	355,300	416,100

## 別表第4 (第6条)

## 給料表(4)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,200	201,900	229,000	254,800	283,900
	2	149,400	203,400	231,000	256,700	286,400
	3	150,600	204,800	233,000	258,700	288,900
	4	151,800	206,100	235,000	260,700	291,400
	5	153,000	207,500	236,900	263,000	293,900
	6	154,300	208,800	238,900	265,200	296,400
	7	155,600	210,100	240,900	267,400	298,900
	8	156,900	211,600	242,900	269,600	301,500
	9	158,100	213,200	244,800	271,800	304,100
	10	159,500	214,700	246,900	274,100	306,700
	11	160,900	216,300	248,900	276,300	309,200
	12	162,300	217,900	250,900	278,600	311,800
	13	163,600	219,400	252,800	280,800	314,400
	14	165,000	221,100	254,900	283,100	317,000
	15	166,400	222,900	257,000	285,300	319,600
	16	167,900	224,600	259,200	287,700	322,200
	17	169,400	226,400	261,300	290,100	324,800
	18	171,100	228,200	263,500	292,500	327,400
	19	172,800	230,000	265,700	294,900	330,000
	20	174,600	231,900	267,900	297,300	332,700
	21	176,300	233,900	270,100	299,700	335,300
	22	178,000	235,700	272,400	302,100	338,000
	23	179,700	237,700	274,700	304,500	340,700
	24	181,400	239,600	277,000	306,900	343,400
	25	182,900	241,600	279,200	309,200	346,100
	26	184,500	243,500	281,500	311,600	348,800
	27	186,100	245,500	283,900	314,100	351,500
	28	187,700	247,600	286,300	316,600	354,200
	29	189,300	249,500	288,700	319,100	356,900
	30	190,300	251,600	290,800	321,600	359,700
	31	191,400	253,700	293,100	324,100	362,500
	32	192,400	255,800	295,400	326,500	365,300
	33	193,400	257,900	297,700	328,800	368,100
	34	194,700	259,800	299,800	331,200	370,800
	35	195,800	261,900	302,100	333,600	373,500
	36	197,100	263,900	304,400	336,000	376,200
	37	198,300	266,000	306,600	338,300	378,900
	38	199,700	267,900	308,800	340,700	381,600
	39	201,100	269,900	310,900	343,000	384,100
	40	202,500	271,800	313,100	345,300	386,700
41	203,900	273,800	315,200	347,500	389,300	

	42	205,500	275,600	317,400	349,800	391,900
--	----	---------	---------	---------	---------	---------

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	43	207,200	277,600	319,400	352,100	394,300
	44	209,000	279,600	321,500	354,300	396,800
	45	210,800	281,500	323,500	356,500	399,200
	46	212,300	283,300	325,600	358,700	401,600
	47	214,100	285,200	327,600	360,900	403,800
	48	215,900	287,100	329,700	363,000	406,000
	49	217,700	288,900	331,700	365,000	408,100
	50	219,400	290,700	333,700	367,100	410,100
	51	221,200	292,500	335,600	369,100	411,900
	52	223,000	294,300	337,600	371,100	413,700
	53	224,900	295,900	339,600	373,100	415,400
	54	226,500	297,700	341,600	375,000	416,900
	55	228,200	299,500	343,500	376,900	418,400
	56	230,000	301,100	345,300	378,700	419,800
	57	231,800	302,800	347,200	380,500	421,000
	58	233,400	304,500	349,100	382,300	422,200
	59	235,100	306,100	350,800	384,000	423,300
	60	236,800	307,800	352,600	385,700	424,200
	61	238,600	309,400	354,400	387,200	425,200
	62	240,200	310,900	356,100	388,800	426,100
	63	241,900	312,500	357,800	390,300	426,900
	64	243,700	314,100	359,500	391,700	427,700
	65	245,400	315,600	361,100	393,000	428,500
	66	247,200	317,100	362,800	394,100	429,200
	67	248,900	318,600	364,400	395,200	430,000
	68	250,600	320,000	365,900	396,200	430,700
	69	252,200	321,500	367,400	397,200	431,300
	70	253,800	322,900	368,900	398,000	432,000
	71	255,500	324,300	370,300	398,900	432,600
	72	257,200	325,600	371,600	399,700	433,200
	73	258,800	326,900	372,900	400,500	433,700
	74	260,500	328,100	374,100	401,200	434,300
75	262,100	329,300	375,200	402,000	434,800	
76	263,700	330,400	376,100	402,700	435,400	
77	265,300	331,500	377,100	403,400	436,000	
78	266,800	332,600	378,000	404,000	436,600	
79	268,400	333,600	378,900	404,700	437,200	
80	269,900	334,600	379,600	405,300	437,700	
81	271,400	335,400	380,400	405,900	438,200	
82	272,900	336,300	381,200	406,400	438,700	

	83	274,400	337,100	381,900	407,000	439,200
--	----	---------	---------	---------	---------	---------

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	84	275,900	337,900	382,500	407,500	439,700
	85	277,400	338,500	383,200	408,000	440,200
	86	278,800	339,200	383,800	408,400	440,700
	87	280,300	339,800	384,400	408,900	441,200
	88	281,700	340,400	384,900	409,400	441,700
	89	283,100	341,000	385,400	409,800	442,200
	90	284,500	341,600	385,900	410,300	442,700
	91	285,800	342,200	386,400	410,800	443,200
	92	287,000	342,700	386,900	411,200	443,700
	93	288,300	343,200	387,400	411,700	444,100
	94	289,600	343,700	387,900	412,200	444,600
	95	290,800	344,200	388,400	412,700	445,100
	96	291,900	344,700	388,900	413,100	445,600
	97	293,100	345,200	389,400	413,500	446,100
	98	294,300	345,700	389,900	413,900	446,600
	99	295,500	346,200	390,400	414,300	447,100
	100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600
	101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100
	102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600
	103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100
	104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600
	105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100
	106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100	
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600	
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
110	306,200	351,100	395,200	418,700		
111	307,000	351,500	395,600	419,100		
112	307,800	351,900	396,000	419,500		
113	308,400	352,300	396,400	419,900		
114	309,100	352,700	396,800	420,300		
115	309,700	353,100	397,200	420,700		
116	310,300	353,500	397,600	421,100		
117	310,800	353,900	398,000	421,500		
118	311,300		398,400			
119	311,700		398,800			
120	312,100		399,200			
121	312,400		399,600			
122	312,800		400,000			
123	313,200		400,400			

	124	313,600		400,800		
--	-----	---------	--	---------	--	--

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員	125	314,000		401,200		
	126	314,300		401,600		
	127	314,700		402,000		
	128	315,100		402,400		
	129	315,500		402,800		
	130	315,900		403,200		
	131	316,300		403,600		
	132	316,700		404,000		
	133	317,000		404,400		
	134	317,400				
	135	317,700				
	136	318,000				
	137	318,300				
	138	318,600				
	139	318,900				
	140	319,200				
	141	319,500				
	142	319,800				
143	320,100					
144	320,400					
145	320,700					
再任用 職員		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

別表第5 (第6条)

給料表 (5)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	159,900	205,400	230,100	255,400	283,900
	2	161,400	206,600	232,000	257,400	286,400
	3	162,900	207,700	233,900	259,500	288,900
	4	164,400	208,700	235,800	261,600	291,400
	5	165,800	209,900	237,600	263,900	293,900
	6	167,300	211,000	239,500	266,100	296,400
	7	168,800	212,100	241,500	268,300	298,900
	8	170,300	213,500	243,500	270,500	301,500
	9	171,700	215,000	245,400	272,700	304,100
	10	173,200	216,300	247,500	275,000	306,700
	11	174,700	217,700	249,500	277,200	309,200
	12	176,200	219,100	251,500	279,500	311,800
	13	177,600	220,500	253,400	281,700	314,400
	14	179,000	222,200	255,500	284,000	317,000
	15	180,400	223,900	257,500	286,200	319,600
	16	181,800	225,600	259,700	288,500	322,200
	17	183,100	227,400	261,800	290,800	324,800
	18	184,400	229,200	264,000	293,100	327,400
	19	185,700	231,000	266,200	295,500	330,000
	20	187,000	232,800	268,300	297,900	332,700
	21	188,200	234,700	270,400	300,300	335,300
	22	189,900	236,400	272,700	302,700	338,000
	23	191,500	238,300	275,000	305,100	340,700
	24	193,000	240,200	277,300	307,500	343,400
	25	194,500	242,200	279,500	309,800	346,100
	26	195,200	244,100	281,800	312,200	348,800
	27	195,900	246,100	284,200	314,700	351,500
	28	196,500	248,100	286,600	317,200	354,200
	29	197,100	249,900	289,000	319,700	356,900
	30	197,800	251,900	291,100	322,100	359,700
	31	198,500	253,900	293,400	324,500	362,500
	32	199,500	255,900	295,700	326,900	365,300
	33	200,500	257,700	297,900	329,200	368,100
	34	201,600	259,700	300,100	331,600	370,800
	35	202,800	261,800	302,300	334,000	373,500
	36	204,000	263,900	304,500	336,400	376,200
	37	205,300	266,000	306,600	338,600	378,900
	38	206,700	267,900	308,800	340,900	381,600
	39	208,200	269,900	310,900	343,200	384,100
40	209,800	271,800	313,100	345,500	386,700	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	41	211,500	273,800	315,200	347,700	389,300
	42	213,000	275,600	317,400	350,000	391,900
	43	214,700	277,600	319,400	352,200	394,300
	44	216,500	279,600	321,500	354,300	396,800
	45	218,300	281,500	323,500	356,500	399,200
	46	220,000	283,300	325,600	358,700	401,600
	47	221,900	285,200	327,600	360,900	403,800
	48	223,700	287,100	329,700	363,000	406,000
	49	225,500	288,900	331,700	365,000	408,100
	50	227,100	290,700	333,700	367,100	410,100
	51	228,800	292,500	335,600	369,100	411,900
	52	230,700	294,300	337,600	371,100	413,700
	53	232,500	295,900	339,600	373,100	415,400
	54	234,100	297,700	341,600	375,000	416,900
	55	235,800	299,500	343,500	376,900	418,400
	56	237,500	301,100	345,300	378,700	419,800
	57	239,300	302,800	347,200	380,500	421,000
	58	240,900	304,500	349,100	382,300	422,200
	59	242,500	306,100	350,800	384,000	423,300
	60	244,100	307,800	352,600	385,700	424,200
	61	245,800	309,400	354,400	387,200	425,200
	62	247,400	310,900	356,100	388,800	426,100
	63	249,000	312,500	357,800	390,300	426,900
	64	250,700	314,100	359,500	391,700	427,700
	65	252,300	315,600	361,100	393,000	428,500
	66	253,900	317,100	362,800	394,100	429,200
	67	255,600	318,600	364,400	395,200	430,000
	68	257,200	320,000	365,900	396,200	430,700
	69	258,700	321,500	367,400	397,200	431,300
	70	260,300	322,900	368,900	398,000	432,000
	71	261,900	324,300	370,300	398,900	432,600
	72	263,500	325,600	371,600	399,700	433,200
	73	265,100	326,900	372,900	400,500	433,700
	74	266,600	328,100	374,100	401,200	434,300
	75	268,200	329,300	375,200	402,000	434,800
	76	269,800	330,400	376,100	402,700	435,400
	77	271,300	331,500	377,100	403,400	436,000
	78	272,800	332,600	378,000	404,000	436,600
	79	274,300	333,600	378,900	404,700	437,200
	80	275,800	334,600	379,600	405,300	437,700
	81	277,300	335,400	380,400	405,900	438,200

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	82	278,700	336,300	381,200	406,400	438,700
	83	280,100	337,100	381,900	407,000	439,200
	84	281,500	337,900	382,500	407,500	439,700
	85	282,900	338,500	383,200	408,000	440,200
	86	284,300	339,200	383,800	408,400	440,700
	87	285,700	339,800	384,400	408,900	441,200
	88	286,900	340,400	384,900	409,400	441,700
	89	288,200	341,000	385,400	409,800	442,200
	90	289,500	341,600	385,900	410,300	442,700
	91	290,800	342,200	386,400	410,800	443,200
	92	291,900	342,700	386,900	411,200	443,700
	93	293,100	343,200	387,400	411,700	444,100
	94	294,300	343,700	387,900	412,200	444,600
	95	295,500	344,200	388,400	412,700	445,100
	96	296,600	344,700	388,900	413,100	445,600
	97	297,600	345,200	389,400	413,500	446,100
	98	298,700	345,700	389,900	413,900	446,600
	99	299,800	346,200	390,400	414,300	447,100
	100	300,800	346,700	390,900	414,700	447,600
	101	301,700	347,200	391,400	415,100	448,100
	102	302,700	347,600	391,900	415,500	448,600
	103	303,600	348,100	392,400	415,900	449,100
104	304,500	348,600	392,800	416,300	449,600	
105	305,400	349,100	393,200	416,700	450,100	
106	306,200	349,500	393,600	417,100	450,600	
107	307,000	349,900	394,000	417,500	451,100	
108	307,800	350,300	394,400	417,900	451,600	
109	308,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
110	309,100	351,100	395,200	418,700		
111	309,700	351,500	395,600	419,100		
112	310,300	351,900	396,000	419,500		
113	310,800	352,300	396,400	419,900		
114	311,300	352,700	396,800	420,300		
115	311,700	353,100	397,200	420,700		
116	312,100	353,500	397,600	421,100		
117	312,400	353,900	398,000	421,500		
118	312,800		398,400			
119	313,200		398,800			
120	313,600		399,200			
121	314,000		399,600			
122	314,300		400,000			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員	123	314,700		400,400		
	124	315,100		400,800		
	125	315,500		401,200		
	126	315,900		401,600		
	127	316,300		402,000		
	128	316,700		402,400		
	129	317,000		402,800		
	130	317,400		403,200		
	131	317,700		403,600		
	132	318,000		404,000		
	133	318,300		404,400		
	134	318,600				
	135	318,900				
	136	319,200				
	137	319,500				
138	319,800					
139	320,100					
140	320,400					
141	320,700					
再任用 職員		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

別表第6（第7条） 全部改正〔平成18年規程2号〕一部改正〔平成29年度規程5号〕

区 分		標 準 的 な 職 務
給料表 (1)	1級	係員の職務 (定型的な業務を行う職)
	2級	主任の職務 (係長職を補佐する職)
	3級	1. 係長又は担当係長の職務 2. 副係長又は主査の職務
	4級	課長補佐の職務
	5級	1. 課長又は副参事の職務 2. 重要困難な事務を所掌する統括課長の職務
	6級	局長の職務
給料表 (2)	1級	係員の職務
	2級	技能主任の職務
	3級	技能長の職務
	4級	統括技能長の職務
給料表 (3)	1級	1. 係長又は主査の職務 2. 医療業務を行う職務
	2級	1. 課長の職務 2. 相当高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務
	3級	1. 所長の職務 2. 高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務
給料表 (4)	1級	係員の職務 (診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の業務を行う職務)
	2級	主任の職務 (係長職を補佐する職)
	3級	1. 係長又は担当係長の職務 2. 副係長又は主査の職務
	4級	課長補佐の職務
	5級	1. 課長又は副参事の職務 2. 重要困難な事務を所掌する統括課長の職務
給料表 (5)	1級	係員の職務 (保健師又は看護師の業務を行う職務)
	2級	主任の職務 (係長職を補佐する職)
	3級	1. 係長又は担当係長の職務 2. 副係長又は主査の職務
	4級	課長補佐の職務
	5級	1. 課長又は副参事の職務 2. 重要困難な事務を所掌する統括課長の職務

別表第7（第7条） 初任給基準表 全部改正〔平成18年規程2号〕  
一部改正〔平成29年度規程5号・30年度5号〕

給料表	区分	職種	選考区分	学歴・免許	級・号給	限度号数
(1)	事務系 保健福祉系	一般事務 運動指導員 福祉 心理	I類		1級29号給	28号
			II類		1級17号給	福祉・心理 33号 その他 28号
			III類		1級5号給	40号
(2)	技能系 労務系	自動車運転		自動車運転免許	1級19号給	—
		作業員			1級19号給	—
(3)	医療技術系 (A)	医師(インターン修了)		医大卒	1級17号給	36号
		医師		医大卒	1級9号給	44号
(4)	医療技術系 (B)	診療放射線技師	II類	短大3卒	1級21号給	29号
		臨床検査技師	I類		1級29号給	28号
			II類	短大3卒	1級21号給	29号
		栄養士	I類		1級29号給	28号
			II類	短大2卒	1級17号給	28号
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視覚障害指導	II類	短大3卒	1級21号給	29号		
(5)	医療技術系 (C)	保健師 看護師	I類		1級25号給	28号
			II類	短大3卒	1級21号給	29号
		看護師	II類	短大2卒	1級17号給	32号

(備考)

1. 選考区分は、I類、II類及びIII類とし、それぞれに対応する能力実証の程度は、次のとおりとする。

選考区分	能力実証の程度
I類	大学卒業程度
II類	短大卒業程度
III類	高校卒業程度

2. 採用された者が、その職務について有用な学歴免許、経験等を有する場合には、その者の号給を別表第8に定める経験年数等の換算基準により換算された年数の月数を3で除して得た号数（1未満の端数切捨て）を、初任給の号給に加算する。
3. 限度号数欄に掲げる号数は、前項の加算調整の上限号数を示す。
4. 採用された者が給料表(2)の適用を受ける者である場合で、別表第9に定めるその者の年齢に応じ同表に定める号給が、この表に定める号給(前項の規定により経験年数等を加算して決定する号給を含む。)より上位のときは、同表に定める号給によることができる。

別表第8 (第7条) 経験年数換算基準表 一部改正〔平成5年規程3号・14年4号〕

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率(割)	備考
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10	
	その他のもの	8	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10	
	その他のもの	8	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		5	1 在学年数は正規の修学年数の範囲とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間		5	経験年数は10年(換算後5年)を限度とする。

[備考]

1. 免許の取得を採用条件とし、免許を必要とする職務に従事する職員については、免許を取得した日以後に該当免許を必要とする職務に従事した期間を10割に換算することができる。
2. 管理栄養士については、栄養士の期間は10割に換算することができる。
3. 保健師については、看護師の期間(准看護師の業務に従事した期間を含む。以下同じ。)及び助産師の期間を10割に換算することができる。ただし、10割に換算することができる看護師の期間は5年を限度とし、5年を超える看護師の期間は8割に換算することができる。
4. 看護師については、派出看護師の期間は5割に、准看護師の期間は10割に換算することができる。
5. 学校等の在学期間で正規の修学年数を超える期間等については、別に定めるところにより再換算を行う。

別表第9 (第7条) 年齢給基準 全部改正〔平成18年規程2号〕  
一部改正〔平成29年度規程5号〕

職 種	採 用 時 満 年 齡										
	18 歳	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳	28 歳
自動車運転	1-19	1-21	1-23	1-25	1-27	1-29	1-31	1-33	1-35	1-37	1-39
作業員	1-19	1-21	1-23	1-25	1-27	1-29	1-31	1-33	1-35	1-37	1-39

29 歳	30 歳	31 歳	32 歳	33 歳	34 歳以上
1-41	1-43	1-45	1-47	1-49	1-51
1-41	1-43	1-45	1-47	1-49	1-51

別表第10（第7条）昇格、降格及び給料表を異にする異動に関する基準

全部改正〔平成18年規程2号〕一部改正〔平成29年度規程5号・令和元年規程3号〕

1. 職員を上位の級に昇格させる場合は、次に掲げる表の基準による。

区 分	標準的な職務	
給料表(1)	2級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	3級	係長、副係長又はこれに相当する職に任用された者
	4級	課長補佐又はこれに相当する職に任用された者
	5級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	6級	局長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(2)	2級	1級職に12年以上在職した者
	3級	2級職に4年以上在職した者
	4級	3級職に3年以上在職した者
給料表(3)	2級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	3級	所長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(4)	2級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	3級	係長、副係長又はこれに相当する職に任用された者
	4級	課長補佐又はこれに相当する職に任用された者
	5級	課長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(5)	2級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	3級	係長、副係長又はこれに相当する職に任用された者
	4級	課長補佐又はこれに相当する職に任用された者
	5級	課長又はこれに相当する職に任用された者

2. 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する次に掲げる昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- (1) 昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- (2) 職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、この規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て定める。

## 昇格時対応号給表

## 給料表（1）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
号給					
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1
11	1	1	3	3	1
12	1	1	4	4	1
13	1	1	5	5	1
14	1	2	6	6	1
15	1	3	7	7	1
16	1	4	8	8	1
17	1	5	9	9	1
18	1	6	10	10	1
19	1	7	11	11	1
20	1	8	12	12	1
21	1	9	13	13	1
22	1	10	14	14	1
23	1	11	15	15	1
24	1	12	16	16	1
25	1	13	17	17	1
26	1	14	18	18	2
27	1	15	19	19	3
28	1	16	20	20	4
29	1	17	21	21	5
30	1	18	22	22	6
31	1	19	23	23	7
32	1	20	24	24	8
33	1	21	25	25	9
34	2	22	26	26	10
35	3	23	27	27	11
36	4	24	28	28	12
37	5	25	29	29	13
38	6	26	30	30	14

39	7	27	31	31	15
40	8	28	32	32	16
41	9	29	33	33	17
42	10	30	34	34	18
43	11	31	35	35	19
44	12	32	36	36	20
45	13	33	37	37	21
46	14	34	38	38	22
47	15	35	39	39	23
48	16	36	40	40	24
49	17	37	41	41	25
50	18	38	42	42	26
51	19	39	43	43	27
52	20	40	44	44	28
53	21	41	45	45	29
54	22	42	46	46	29
55	23	43	47	47	29
56	24	44	48	48	30
57	25	45	49	49	30
58	26	46	50	49	30
59	27	47	51	50	31
60	28	48	52	50	31
61	29	49	53	51	31
62	30	50	54	51	32
63	31	51	55	52	32
64	32	52	56	52	32
65	33	53	57	53	33
66	34	53	58	54	33
67	35	54	59	55	33
68	36	54	60	56	33
69	37	55	61	57	34
70	38	55	62	57	34
71	39	56	63	57	34
72	40	56	64	58	34
73	41	57	65	58	35
74	42	58	65	58	35
75	43	59	66	59	35
76	44	60	66	59	35
77	45	61	67	59	36
78	46	61	67	60	36
79	47	62	68	60	36
80	48	62	68	60	36
81	49	63	69	61	37

82	50	63	70	61	37
83	51	64	71	61	37
84	52	64	72	62	37
85	53	65	73	62	37
86	54	65	73	62	37
87	55	65	74	63	38
88	56	66	74	63	38
89	57	66	75	63	38
90	58	66	75	64	38
91	59	67	76	64	38
92	60	67	76	64	38
93	61	67	77	65	39
94	61	68	77	65	39
95	62	68	78	66	39
96	62	68	78	66	39
97	63	69	79	67	39
98	63	69	79	67	39
99	64	69	80	68	40
100	64	69	80	68	40
101	65	70	81	69	40
102	66	70	81	69	40
103	67	70	82	70	40
104	68	70	82	70	40
105	69	71	83	71	41
106	69	71	83	71	41
107	70	71	84	72	42
108	70	71	84	72	42
109	71	72	85	73	43
110	71	72	86	73	
111	72	72	87	74	
112	72	72	88	74	
113	73	73	89	75	
114	73	73	89	75	
115	73	73	90	76	
116	74	74	90	76	
117	74	74	91	77	
118	74	74	91	78	
119	75	75	92	79	
120	75	75	92	80	
121	75	75	93	81	
122	76		94	81	
123	76		95	82	
124	76		96	82	

125	77		97	83	
126	77		98	83	
127	77		99	84	
128	77		100	84	
129	78		101	85	
130	78		102		
131	78		103		
132	78		104		
133	79		105		
134	79				
135	79				
136	79				
137	80				
138	80				
139	80				
140	80				
141	81				
142	81				
143	81				
144	82				
145	82				
146	82				
147	83				
148	83				
149	83				

給料表（2）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
号給			
1	1	1	5
2	1	1	6
3	1	1	7
4	1	1	8
5	1	1	9
6	1	2	10
7	1	3	11
8	1	4	12
9	1	5	13
10	1	6	14
11	1	7	15
12	1	8	16
13	1	9	17

14	1	10	18
15	1	11	19
16	1	12	20
17	1	13	21
18	1	14	22
19	1	15	23
20	1	16	24
21	1	17	25
22	1	18	26
23	1	19	27
24	1	20	28
25	1	21	29
26	1	22	30
27	1	23	31
28	1	24	32
29	1	25	33
30	1	26	34
31	1	27	35
32	1	28	36
33	1	29	37
34	1	30	38
35	1	31	39
36	1	32	40
37	1	33	41
38	1	34	42
39	1	35	43
40	1	36	44
41	1	37	45
42	1	37	46
43	1	38	47
44	1	38	48
45	1	39	49
46	1	39	50
47	1	40	51
48	1	40	52
49	1	41	53
50	1	42	53
51	1	43	54
52	1	44	54
53	1	45	55
54	1	45	55
55	1	46	56
56	1	46	56

57	1	47	57
58	2	47	58
59	3	48	59
60	4	48	60
61	5	49	61
62	6	49	61
63	7	50	62
64	8	50	62
65	9	51	63
66	10	51	63
67	11	52	64
68	12	52	64
69	13	53	65
70	14	53	65
71	15	53	65
72	16	54	66
73	17	54	66
74	18	54	66
75	19	55	67
76	20	55	67
77	21	55	67
78	22	56	68
79	23	56	68
80	24	56	68
81	25	57	69
82	26	57	69
83	27	57	70
84	28	58	70
85	29	58	71
86	30	58	71
87	31	59	72
88	32	59	72
89	33	59	73
90	34	60	73
91	35	60	74
92	36	60	74
93	37	61	75
94	38	61	75
95	39	61	76
96	40	62	76
97	41	62	77
98	42	62	77
99	43	63	78

100	44	63	78
101	45	63	79
102	46	64	79
103	47	64	80
104	48	64	80
105	49	65	81
106	50	65	81
107	51	65	82
108	52	66	82
109	53	66	83
110	53	66	83
111	54	67	84
112	54	67	84
113	55	67	85
114	55	68	86
115	56	68	87
116	56	68	88
117	57	69	89
118	58	69	90
119	59	69	91
120	60	70	92
121	61	70	93
122	61	70	94
123	61	71	95
124	62	71	96
125	62	71	97
126	62	72	98
127	63	72	99
128	63	72	100
129	63	73	101
130	64	73	102
131	64	73	103
132	64	73	104
133	65	74	105
134	65	74	106
135	66	74	107
136	66	74	108
137	67	75	109
138	67	75	110
139	68	75	111
140	68	75	112
141	69	76	113
142	69	76	114

143	70	76	115
144	70	76	116
145	71	77	117
146	71	77	118
147	72	78	119
148	72	78	120
149	73	79	121
150	73		121
151	74		121
152	74		121
153	75		121
154	75		121
155	76		121
156	76		121
157	77		121
158	77		
159	78		
160	78		
161	79		
162	79		
163	80		
164	80		
165	81		

給料表（3）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
号給		
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1

16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	2
23	1	3
24	1	4
25	1	5
26	1	6
27	1	7
28	1	8
29	1	9
30	2	10
31	3	11
32	4	12
33	5	13
34	6	14
35	7	15
36	8	16
37	9	17
38	10	18
39	11	19
40	12	20
41	13	21
42	14	22
43	15	23
44	16	24
45	17	25
46	18	26
47	19	27
48	20	28
49	21	29
50	22	30
51	23	31
52	24	32
53	25	33
54	26	33
55	27	34
56	28	34
57	29	35
58	30	35

59	31	36
60	32	36
61	33	37
62	33	37
63	34	38
64	34	38
65	35	39
66	35	39
67	36	40
68	36	40
69	37	41
70	37	41
71	37	41
72	38	41
73	38	42
74	38	42
75	39	42
76	39	42
77	39	43
78	40	43
79	40	43
80	40	43
81	41	44
82	41	44
83	41	44
84	41	44
85	41	45
86	42	45
87	42	45
88	42	45
89	42	46
90	42	46
91	43	46
92	43	46
93	43	47
94	43	47
95	43	47
96	44	47
97	44	48
98	44	48
99	44	48
100	44	48
101	45	49

102	45	49
103	45	50
104	46	50
105	46	51
106	46	
107	47	
108	47	
109	47	

給料表（４）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
号給				
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	2	2
11	1	1	3	3
12	1	1	4	4
13	1	1	5	5
14	1	2	6	6
15	1	3	7	7
16	1	4	8	8
17	1	5	9	9
18	1	6	10	10
19	1	7	11	11
20	1	8	12	12
21	1	9	13	13
22	1	10	14	14
23	1	11	15	15
24	1	12	16	16
25	1	13	17	17
26	1	14	18	18
27	1	15	19	19
28	1	16	20	20
29	1	17	21	21
30	1	18	22	22

31	1	19	23	23
32	1	20	24	24
33	1	21	25	25
34	2	22	26	26
35	3	23	27	27
36	4	24	28	28
37	5	25	29	29
38	6	26	30	30
39	7	27	31	31
40	8	28	32	32
41	9	29	33	33
42	10	30	34	34
43	11	31	35	35
44	12	32	36	36
45	13	33	37	37
46	14	34	38	38
47	15	35	39	39
48	16	36	40	40
49	17	37	41	41
50	18	38	42	42
51	19	39	43	43
52	20	40	44	44
53	21	41	45	45
54	22	42	46	46
55	23	43	47	47
56	24	44	48	48
57	25	45	49	49
58	26	46	50	49
59	27	47	51	50
60	28	48	52	50
61	29	49	53	51
62	30	50	54	51
63	31	51	55	52
64	32	52	56	52
65	33	53	57	53
66	34	53	58	54
67	35	54	59	55
68	36	54	60	56
69	37	55	61	57
70	38	55	62	57
71	39	56	63	57
72	40	56	64	58
73	41	57	65	58

74	42	58	65	58
75	43	59	66	59
76	44	60	66	59
77	45	61	67	59
78	46	61	67	60
79	47	62	68	60
80	48	62	68	60
81	49	63	69	61
82	50	63	70	61
83	51	64	71	61
84	52	64	72	62
85	53	65	73	62
86	54	65	73	62
87	55	65	74	63
88	56	66	74	63
89	57	66	75	63
90	58	66	75	64
91	59	67	76	64
92	60	67	76	64
93	61	67	77	65
94	61	68	77	65
95	62	68	78	66
96	62	68	78	66
97	63	69	79	67
98	63	69	79	67
99	64	69	80	68
100	64	69	80	68
101	65	70	81	69
102	66	70	81	69
103	67	70	82	70
104	68	70	82	70
105	69	71	83	71
106	69	71	83	71
107	70	71	84	72
108	70	71	84	72
109	71	72	85	73
110	71	72	86	73
111	72	72	87	74
112	72	72	88	74
113	73	73	89	75
114	73	73	89	75
115	73	74	90	76
116	74	74	90	76

117	74	75	91	77
118	74		91	
119	75		92	
120	75		92	
121	75		93	
122	76		94	
123	76		95	
124	76		96	
125	77		97	
126	77		98	
127	77		99	
128	77		100	
129	78		101	
130	78		102	
131	78		103	
132	78		104	
133	79		105	
134	79			
135	79			
136	79			
137	80			
138	80			
139	80			
140	80			
141	81			
142	81			
143	82			
144	82			
145	83			

給料表（5）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
号給				
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1

9	1	1	1	1
10	1	1	2	2
11	1	1	3	3
12	1	1	4	4
13	1	1	5	5
14	1	2	6	6
15	1	3	7	7
16	1	4	8	8
17	1	5	9	9
18	1	6	10	10
19	1	7	11	11
20	1	8	12	12
21	1	9	13	13
22	1	10	14	14
23	1	11	15	15
24	1	12	16	16
25	1	13	17	17
26	1	14	18	18
27	1	15	19	19
28	1	16	20	20
29	1	17	21	21
30	2	18	22	22
31	3	19	23	23
32	4	20	24	24
33	5	21	25	25
34	6	22	26	26
35	7	23	27	27
36	8	24	28	28
37	9	25	29	29
38	10	26	30	30
39	11	27	31	31
40	12	28	32	32
41	13	29	33	33
42	14	30	34	34
43	15	31	35	35
44	16	32	36	36
45	17	33	37	37
46	18	34	38	38
47	19	35	39	39
48	20	36	40	40
49	21	37	41	41
50	22	38	42	42
51	23	39	43	43

52	24	40	44	44
53	25	41	45	45
54	26	42	46	46
55	27	43	47	47
56	28	44	48	48
57	29	45	49	49
58	30	46	50	49
59	31	47	51	50
60	32	48	52	50
61	33	49	53	51
62	34	50	54	51
63	35	51	55	52
64	36	52	56	52
65	37	53	57	53
66	38	53	58	54
67	39	54	59	55
68	40	54	60	56
69	41	55	61	57
70	42	55	62	57
71	43	56	63	57
72	44	56	64	58
73	45	57	65	58
74	46	58	65	58
75	47	59	66	59
76	48	60	66	59
77	49	61	67	59
78	50	61	67	60
79	51	62	68	60
80	52	62	68	60
81	53	63	69	61
82	54	63	70	61
83	55	64	71	61
84	56	64	72	62
85	57	65	73	62
86	58	65	73	62
87	59	65	74	63
88	60	66	74	63
89	61	66	75	63
90	61	66	75	64
91	62	67	76	64
92	62	67	76	64
93	63	67	77	65
94	63	68	77	65

95	64	68	78	66
96	64	68	78	66
97	65	69	79	67
98	66	69	79	67
99	67	69	80	68
100	68	69	80	68
101	69	70	81	69
102	69	70	81	69
103	70	70	82	70
104	70	70	82	70
105	71	71	83	71
106	71	71	83	71
107	72	71	84	72
108	72	71	84	72
109	73	72	85	73
110	73	72	86	73
111	73	72	87	74
112	74	72	88	74
113	74	73	89	75
114	74	73	89	75
115	75	74	90	76
116	75	74	90	76
117	75	75	91	77
118	76		91	
119	76		92	
120	76		92	
121	77		93	
122	77		94	
123	77		95	
124	77		96	
125	78		97	
126	78		98	
127	78		99	
128	78		100	
129	79		101	
130	79		102	
131	79		103	
132	79		104	
133	80		105	
134	80			
135	80			
136	80			
137	81			

138	81			
139	82			
140	82			
141	83			

3. 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、次に定める号給とする。

- (1) 降格した前日に受けていた号給（以下「降格前号給」という。）が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき、その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給
- (2) 降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき（昇給後の号級欄の最低の号給より低い場合を除く。）降格した職務の級の最高の号給
- (3) 降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき（前号に該当する場合を除く。）降格した職務の級の最低の号給
- (4) (1)の規定により降格させる場合において、降格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に定める号給が二以上あるときは、最も上位の号給とする。
- (5) 職員を降格させた場合において、当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおけるこの規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4. 職員を給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合の職務の級は、その転職後の職務に応じたものとする。また異動後の号給は、その者の転職の日の前日の号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）とする。

支給期間	月 額	支給期間	月 額
医大卒 1～20 年未満	175,100	医大卒 31 年未満	96,100
21	167,500	32	89,900
22	159,900	33	83,600
23	152,400	34	78,800
24	144,900	35	74,200
25	137,100	36	69,600
26	130,200	37	65,100
27	123,100	38	60,700
28	116,300	39	56,700
29	109,300	40	52,000
30	102,400		

(備考) 支給対象は、給料表(3)の適用職員とする。

全部改正〔平成 18 年規程 2 号〕

別表 12（第 25 条）欠勤者又は休職者等の給与支給基準  
一部改正〔平成 10 年規程 4 号・21 年 9 号〕

原 因		給 与 支 給 基 準
欠 勤	1 業務上の負傷、疾病による欠勤	過去 3 月の平均給与日額 ただし、労働者災害補償保険法の適用を受ける場合にあっては、平均給与日額から休業補償等の給付金を差し引いた額
	2 結核性疾患による欠勤	欠勤した日から 1 年間は給与の全額
休 暇	1 就業規程第 41 条	病気休暇を認められた日から引き続く 90 日間は給与の全額、90 日間を超えるときは給与を支給しない。
	2 就業規程第 42 条	介護休暇を認められ、実際に介護休暇を利用し、勤務をしなかった日又は時間について、給与を減額する。
休 職	1 就業規程第 19 条第 1 項第 1 号	休職期間の範囲内で、勤続年数に応じて別に定める普通休養期間は給与の全額、特別休養期間は給与の半額
	2 同第 2 号	休養期間が満 1 年に達するまでは、給与の 100 分の 80 の額、1 年を超えるときは、給与を支給しない。
	3 同第 3 号	給与の 100 分の 60 の額以内で理事長の定める額
	4 同第 4 号から第 7 号まで	理事長の定める額

(注) 給与支給基準欄中、給与とは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当をいう。

別表 13（第 18 条関係） 追加〔平成元年規程 6 号〕一部改正〔平成 3 年規程 2 号・  
4 年 8 号・6 年 3 号・15 年 2 号〕

職員の区分 自転車 等の片道の 使用距離の区分	1 2 以外の職員	2 身体に障害を有する 職員で理事長が定める ところにより通勤が困 難であると認められる もの
5 キロメートル未満	2,600 円	3,900 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	3,000	5,300
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	5,000	8,100
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	7,000	10,900
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	9,000	13,700
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	11,000	16,500
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	11,000	19,300
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	13,000	22,100
40 キロメートル以上	13,000	24,900